



洗濯に対する染色堅ろう度試験方法

JIS L 0844 : 2011

(SWTF/JSA)

平成 23 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 川 昭二郎	お茶の水女子大学名誉教授
(委員)	赤 松 幹 之	独立行政法人産業技術総合研究所
	秋 庭 悦 子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会
	大 熊 志津江	文化女子大学
	長 見 萬里野	財団法人日本消費者協会
	金 丸 淳 子	財団法人共用品推進機構
	河 内 憲 治	財団法人日本文化用品安全試験所
	河 村 拓	合同会社西友
	河 村 真紀子	主婦連合会
	小 熊 誠 次	社団法人日本オフィス家具協会
	後 藤 伸二郎	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	櫻 橋 晴 雄	社団法人日本ガス石油機器工業会
	滝 田 章	社団法人消費者関連専門家会議
	中 里 憲 司	社団法人繊維評価技術協議会
	中 村 有 作	財団法人製品安全協会
	夏 目 智 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	畠 山 孝	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	久 松 富 雄	財団法人家電製品協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 45.3.1 改正：平成 23.7.20

官 報 公 示：平成 23.7.20

原 案 作 成 者：財団法人スガウエザリング技術振興財団

(〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-4-14 TEL 03-3354-5248)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 小川 昭二郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 要旨	2
4 試験の種類	2
5 装置及び材料	3
6 複合試験片の調製	6
6.1 A 法（石けん，又は石けん及び炭酸ナトリウムによる洗濯法）	6
6.2 B 法（家庭及び商業洗濯法）	7
7 試験操作	8
7.1 A 法（石けん，又は石けん及び炭酸ナトリウムによる洗濯法）	8
7.2 B 法（家庭及び商業洗濯法）	8
8 判定	9
9 記録	9
附属書 A（規定）C 法（ISO 法）	10
附属書 B（規定）D 法（ISO 法）	13
附属書 C（規定）E 法（ISO 法）	15
附属書 JA（参考）有効塩素及び有効酸素測定方法	18
附属書 JB（参考）JIS と対応国際規格との対比表	19
解 説	22

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人スガウェザリング技術振興財団（SWTF）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS L 0844:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

洗濯に対する染色堅ろう度試験方法

Test methods for colour fastness to washing and laundering

序文

この規格は、2010 年に第 4 版として発行された **ISO 105-C06**、2010 年に第 2 版として発行された **ISO 105-C08**、2001 年に第 1 版として発行された **ISO 105-C09**、2006 年に第 1 版として発行された **ISO 105-C10** 及び 2004 年に第 1 版として発行された **ISO 105-C12** を基とし、規格の構成及び技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。また、**附属書 JA** は対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、染色した繊維製品の洗濯に対する染色堅ろう度試験方法について規定する。

なお、この規格で、**C 法 (ISO 105-C08)**、**D 法 (ISO 105-C09)** 及び **E 法 (ISO 105-C12)** を用いる場合は、箇条 5～箇条 9 は適用しないで、**附属書 A～附属書 C** を適用する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 105-C06:2010, Textiles—Tests for colour fastness—Part C06: Colour fastness to domestic and commercial laundering

ISO 105-C08:2010, Textiles—Tests for colour fastness—Part C08: Colour fastness to domestic and commercial laundering using a non-phosphate reference detergent incorporating a low-temperature bleach activator

ISO 105-C09:2001, Textiles—Tests for colour fastness—Part C09: Colour fastness to domestic and commercial laundering—Oxidative bleach response using a non-phosphate reference detergent incorporating a low temperature bleach activator

ISO 105-C10:2006, Textiles—Tests for colour fastness—Part C10: Colour fastness to washing with soap or soap and soda

ISO 105-C12:2004, Textiles—Tests for colour fastness—Part C12: Colour fastness to industrial laundering (全体評価: MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。